

国立大学法人富山大学サバティカル制度の実施に関する規則

令和5年2月7日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に勤務する大学教員（以下「教員」という。）のサバティカル制度の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「サバティカル制度」とは、本学に勤務する教員の教育、研究等の能力を向上させることを目的として、教員が従事する教育、大学運営及び社会貢献活動に関する職務の全部又は一部を一定期間免除し、国内外において自らの研究に専念させる制度をいう。

(実施部局等)

第3条 サバティカル制度は本学の各部局等が実施するものとする。

2 この規則で「部局等」とは、学部、教養教育院、研究科、学環、教育部、附置研究所、附属病院、附属図書館、機構、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設、保健管理センター、未病研究センター、ダイバーシティ推進センター及び学系をいう。

(サバティカル期間)

第4条 教員が教育、大学運営及び社会貢献活動に係る職務の全部又は一部を免除される期間（以下「サバティカル期間」という。）は、原則としてサバティカル制度を実施する部局等が定める期間とし、1年を限度とする。

(サバティカル期間中の身分)

第5条 サバティカル期間中の教員は、教員としての身分を保有する。

(手続)

第6条 部局等は、サバティカル制度を利用する教員に、次の各号に掲げる事項について申請させ、確認の上実施を許可する。

(1) サバティカル期間中に実施する計画（以下「計画」という。）の概要

(2) 次に掲げる事項

- ① 計画の内容
- ② 計画の必要性
- ③ 計画を実施する受入機関の承諾又は場所に関する事項及び当該機関等で行う理由

④ サバティカル制度を利用したことのある者は、その時期と成果の概要

⑤ その他実施部局等が必要と認める事項

- 2 実施部局等は、サバティカル制度を利用する教員の氏名及びサバティカル期間について、実施許可後速やかに学長に報告するものとする。

(許可の基準)

第7条 実施部局等の長は、次の各号に掲げる基準を満たしていると認められる教員に対し、サバティカル制度の利用を許可する。

- (1) 教員として本学に採用された日から継続して3年以上勤務かつ実施部局等が定める期間を勤務していること。
- (2) サバティカル期間が終了した日から継続して勤務する期間を3年以上有することが明らかであること。
- (3) 十分な準備と計画がなされ、計画を実施することにより、教員の専門的な能力が向上すること。
- (4) 計画を実施する上でサバティカル制度を利用する必要があること。
- (5) 配置される部局等の教育、研究等の運営に特に支障がないこと。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年2月7日から施行する。